

## 廃止・変更届出添付書類

下表に掲げる事項に変更が生じた場合及び処分業の全部若しくは一部を廃止した時は、変更又は廃止の日から10日以内に、一般廃棄物処分業廃止・変更届出書（様式第27号）とともに、必要な書類を添付し2部（正本1部、副本1部）提出してください。

ただし、法人で変更項目「住所」「名称又は氏名」「法定代理人、役員等」のうち登記事項証明書を含む届出の提出期限については30日以内とします。

なお、処分業の全部を廃止したときは、廃止・変更届出書とともに、許可証、従事者証を添えて提出してください。

許可書、従事者証の記載事項に係る変更の場合は、書き換えを行いますので、旧許可証、旧従事者証を提出してください。

変更項目	提出書類	添付する書類等
住所	○様式第27号 廃止・変更届出書 ○別紙3-② 案内図	(法人) ・ 登記事項証明書 (履歴事項)
		(個人) ・ 住民票の写し
名称又は氏名	○様式第27号 廃止・変更届出書	(法人) ・ 定款又は寄附行為の写し ・ 登記事項証明書 (履歴事項)
		(個人) ・ 住民票の写し
法定代理人、役員等	○様式第27号 廃止・変更届出書 ○別紙2-1 役員一覧 ○別紙3-③ 誓約書 (追加の場合のみ) ○市規則第16条の2の誓約書 (追加の場合のみ)	(法人) ・ 登記事項証明書 (履歴事項) ・ 本籍の記載された住民票の写し (追加の場合のみ)
		(個人) ・ 住民票の写し
事務所及び事業場の所在地 (住所を除く)	○様式第27号 廃止・変更届出書 ○別紙3-② 案内図	・ 変更後の事務所及び事業場の登記簿謄本 (土地及び建物) ・ 申請者が所有権又は使用する権限を有することを証する書類 (賃貸借契約書の写し、登記簿謄本等)
従事者	○様式第27号 廃止・変更届出書 ○別紙2-2 従事者証申請者一覧 ○様式第17号 一般廃棄物処分業の従事者証交付・再交付申請書 (追加の場合のみ)	・ 別紙2-2には変更後の全員を記載 ・ 従事者を追加する場合は、従事者証交付・再交付申請書に写真を2枚添付 ・ 追加する従事者の住民票の写し
主要な施設、設置場所、設備の構造又は規模	○様式第27号 廃止・変更届出書	・ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書、当該施設の付近見取図等 ・ 最終処分場である場合は、周囲の地形、地質及び地下水状況がわかる書類と図面
備考：従事者の住所等	運転免許証、住民票など、変更内容の分かる書類を提示してください。	・ 従事者証を窓口で訂正します。

※届出の提出期限が異なるため、不明な点があれば個別にご相談ください。





(別紙 2 - 2)

従事者証申請者一覧

	氏 名	住 所	担当業務及び資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

- (注) 1 一般廃棄物処分業許可に係る業務に従事する全て者を記載すること。  
2 資格は廃棄物処理業務に関するもの及び廃棄物処理に準じるものに限る。



(別紙 3 - ③)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第17号（第18条関係）

従事者証交付・再交付申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

住 所

氏 名

電話番号（ ）

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条第3項の規定により、~~一般廃棄物収集運搬業~~処分業従事者証の交付・再交付を受けたいので申請します。

記

住 所

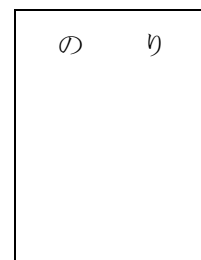
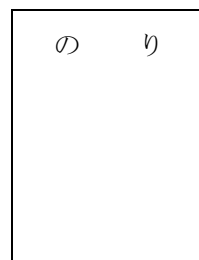
氏 名

職 名

生年月日 大・昭・平 年 月 日 生

写 真 添 付

- 1 6か月以内に撮影したものに限り。
- 2 写真裏面に氏名を記入する。
- 3 のりの部分だけのりづけする。



サイズ（縦3.0cm×横2.4cm）

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 前橋市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私 ・ 当法人 は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2 各号に掲げる者が、同条で規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。

○前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条の 2

第 16 条の 2 市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による申請があつた場合において、次に掲げる者が前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第 4 条の 7 に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

(参考)

○前橋市暴力団排除条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(注) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定による申請とは、一般廃棄物収集運搬業の許可申請、一般廃棄物処分業の許可申請、又は一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業範囲の変更許可申請をいう。